

一般社団法人 NeXEHRS 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 NeXEHRS と称する。

(事務所)

第2条 本法人は主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、次世代の健康医療情報システム(以下「NeXEHRS」という。)に関する調査研究並びにそれについての発表、知識の交換、情報の提供等を行い、NeXEHRS の基本コンセプトと実現方針を検討し、その実現を目指した共通プラットフォーム構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) NeXEHRS の実現に必要な共通プラットフォームに関する技術的な指針、規格、仕様等の検討と策定
 - (2) 前号における指針、規格、仕様等の実装に関する指針等の検討と策定
 - (3) 前各号の活動の成果物の公開と利活用ならびに普及推進
 - (4) NeXEHRS の実現に必要な共通プラットフォームに関する情報収集と会員相互の情報交換
 - (5) 前各号の事業を遂行するための会議体(NeXEHRS コンソーシアム)の設置と運営
 - (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 通常正会員 本法人の活動に賛同し運営等に協力する個人、法人又は団体
- (2) 特別正会員 本法人の設立時社員として設立に賛同した個人及び理事会の推薦に基づいて社員総会で入会を承認された個人、法人又は団体

- (3) 賛助会員 本法人の事業を賛助する個人、法人又は団体
- 2 前項第1号の通常正会員及び第2号の特別正会員をもって、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、特別正会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 本法人の会員は会費規程に定める会費を納入しなければならない。

- 2 特別正会員は会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費はいかなる事由があつても返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 第7条の支払義務を履行しなかつたとき
- (6) 本法人が解散したとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第10条 理事長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議等を経て、懲戒することができる。

- (1) 法令又はこの定款若しくは規則等に違反したとき
 - (2) 本法人の名誉又は信用を毀損する行為、又は会員としての品位を損なう行為をしたとき
- 2 懲戒は次の3種とする。
- (1) 書面又は口頭による厳重注意
 - (2) 会員資格の停止
 - (3) 除名
- 3 前項第3号により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て当該会員に除名の決議を

行う社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第 8 条、第 9 条又は第 10 条によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 社員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
3 臨時社員総会は、理事会において開催の決議がなされた場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会による議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使する場合は、社員総会の日時の前日までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面又は電磁的方法で本法人に提出しなければならない。

2 前項の電磁的方法により議決権を行使する場合は、社員は、あらかじめ本法人の承諾を得なければならない。

3 第 1 項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、保存する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人 2 名以上が議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事の内、1名を理事長とする。また、理事会の決議により、理事から若干名を副理事長又は常務理事として選出することができる。副理事長及び常務理事は、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法で定める代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事は、本法人の社員でなければならない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。以下「親族等」という。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 監事は、本法人の理事又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時

- 社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 第 22 条第 1 項で定める理事若しくは監事の定数が足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会の決議に基づいて報酬を支給することができる。ただし、理事及び監事の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。

- 2 前項に規定するほか、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
 - (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 本法人は、法人法第 111 条第 1 項の理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

- 2 本法人は、非業務執行理事及び監事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(設置)

第31条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、保存する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事長及び監事は議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項については、法令又はその定款に定めるものほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業計画の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剩余金の不分配)

第42条 本法人は、剩余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会における決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により本法人と類似する事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をできない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第47条 本法人の最初の事業年度は、本法人の設立の登記の日から令和5年6月30日までとする。

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う

附則1 本法人は令和4年9月22日に一般社団法人NeXEHRSとして設立登記され、この定款は同日から施行する。

2 この定款は令和4年10月19日に改正し、同日から施行する。